



平成 25 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 リ オ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 上 清 恆
(コード番号 6 8 2 3 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 事 業 支 援 本 部 長 清 水 健 一
(TEL 0 4 2 - 3 5 9 - 7 0 9 9)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 3 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【本資金調達背景と目的】

当社は、「リオンは、すべての行動を通して、人へ 社会へ 世界へ貢献する」との企業理念のもとに、医療と環境の分野で、その社会的使命の達成に向け、事業展開を行ってまいりました。当社の事業内容は、医療機器事業（補聴器、医用検査機器）及び環境機器事業（音響・振動計測器、微粒子計測器）により構成されております。

平成 25 年 3 月期は、医療機器事業では新製品の「高付加価値補聴器」の拡販に注力し、環境機器事業では、航空機騒音監視装置や道路環境センサ向け汎用計測器の販売が好調に推移し、再生医療関連施設での受注を確保した事などにより、営業利益、経常利益及び当期純利益で過去最高益を更新いたしました。

こうした中、当社は中長期にわたる持続的な企業価値の向上を目指すべく、R&D センターを中心とした新技術の研究開発及び設備拡充に積極的な投資を行い、一層の業容拡大をはかる所存であります。

以上を踏まえ、このたび、平成 23 年 12 月に技術発表した水中の生物粒子測定装置の事業化の一環である「人工透析液汚染監視装置」の研究開発費及び「新型 MEMS マイクロフォン」を低コストで大量生産を可能にするための生産設備増強と、販売促進及び業務効率化のための設備更新資金の確保を目的に、公募増資による資金調達を行うことといたしました。本調達資金の有効活用により、当社の企業価値向上を通して、株主の皆様をはじめとするステーク・ホルダーの皆様への利益の最大化に取り組んでまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,100,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年7月10日（水）から平成25年7月16日（火）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年7月18日（木）から平成25年7月23日（火）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 井上 清恆に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 165,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から165,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 井上 清恆に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 165,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額
決 定 方 法 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本
資 本 準 備 金 の 額 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た
と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額
は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 上 記 の 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 み ず ほ 証 券 株 式 会 社
- (5) 申 込 期 間 平 成 25 年 8 月 13 日（火）
- (6) 払 込 期 日 平 成 25 年 8 月 14 日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 井上 清恆に一任する。
- (10) 上記各号については、第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から165,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、165,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年7月3日（水）開催の当社取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載の通り、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成25年8月14日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年8月6日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がある限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	10,732,100株	(平成25年7月3日現在)
公募増資による増加株式数	1,100,000株	
公募増資後の発行済株式総数	11,832,100株	
第三者割当増資による増加株式数	165,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	11,997,100株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資による手取概算額合計上限1,193,000,000円について、製品開発資金に200,000,000円、設備投資資金に650,000,000円、設備更新資金及び子会社への融資資金に残額を充当する予定であります。なお、実際の調達額が下記の計画総額合計である1,330百万円を上回る場合、当該差分金額を当社の運転資金に充当する予定であります。また、計画総額のうち、実際の調達額で充当しない額については、自己資金を充当する予定であります。

項目	内容	計画総額 (百万円)	支出予定時期
製品開発資金	人工透析液汚染監視装置の開発	200	平成26年4月 ～平成28年3月
設備投資資金	人工透析液汚染監視装置の開発設備及び生産設備	200	平成26年4月 ～平成28年3月
	リオン金属工業(株)の瑞穂工場建設工事及び生産設備	200	平成25年10月 ～平成26年4月
	MEMSマイクロフォン生産設備	250	平成26年4月 ～平成28年3月
設備更新資金	ITセキュリティ管理設備・電話交換システム	180	平成25年8月 ～平成26年9月
子会社への融資資金	九州リオン(株)福岡事業所建設	300	平成26年4月 ～平成26年12月
計		1,330	—

当社は強みである高い技術力を活かすべく、開発中の技術の製品化及びその量産化、開発済みの製品の量産化、既存製品の生産効率化等を早期実行していく予定であります。増資資金を上記の通り、製品開発、設備投資を中心とした成長資金及びその他設備更新資金への充当・グループファイナンスへの活用を行うことで、より一層の成長の加速を図ってまいります。

上記、人工透析液汚染監視装置の開発・生産については、平成23年12月に技術発表した「水中の生物粒子測定装置」の事業化の一環であります。また、設備投資のうちMEMSマイクロフォンについては、平成28年3月までに量産実用化に向けて、一般財団法人小林理学研究所、NHK放送技術研究所及び当社が共同で研究している旨を平成25年5月に公表しており、今回の生産設備への資金充当はその量産体制の構築に寄与するものです。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行は、当社グループの中長期的な成長を実現するための成長基盤の確立に寄与し、また、自己資本比率が高まることにより、経営の安定性向上と財務体質の強化に繋がるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策のひとつと認識しており、経営基盤強化のために内部留保の充実を図りながら、継続的な配当維持と業績に応じた配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、平成 25 年 4 月 30 日に公表いたしました通り、中間配当と期末配当の年 2 回、剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。これら剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減を柱とする財務体質の強化、将来に向けた設備投資及び研究開発活動への充当などに活用いたします。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	74.25 円	53.65 円	101.08 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	18.00 円 (-1 円)	20.00 円 (-1 円)	22.00 円 (-1 円)
実績連結配当性向	24.2%	37.3%	21.8%
自己資本連結当期純利益率	7.6%	5.2%	9.1%
連結純資産配当率	1.8%	1.9%	2.0%

- (注) 1. 各決算期の 1 株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数（自己株式を除く。）で除した数値です。
2. 各決算期の実績連結配当性向は、当該決算期の 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 各決算期の自己資本連結当期純利益率は、当該決算期末の連結当期純利益を、新株予約権控除後の連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。
4. 各決算期の連結純資産配当率は、当該決算期の 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。当該新株予約権の目的となる株式の数等は平成 25 年 7 月 2 日現在以下の通りです。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済普通株式総数に対する下記の新株式発行予定残数の比率は、3.10%となる見込みです。

取締役会決議日	目的となる株式の数(残数)	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成 22 年 7 月 21 日	371,900 株	1 株につき 521 円	289 円	平成 24 年 7 月 22 日～ 平成 27 年 7 月 21 日

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
始 値	514 円	550 円	755 円	842 円
高 値	632 円	825 円	893 円	1,196 円
安 値	440 円	510 円	501 円	766 円
終 値	563 円	750 円	855 円	1,100 円
株価収益率(連結)	7.58 倍	13.98 倍	8.46 倍	一倍

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。
2. 平成 26 年 3 月期の株価については平成 25 年 7 月 2 日(火)現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成 26 年 3 月期については未確定のため記載しておりません。

③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である一般財団法人小林理学研究所は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資による新株式発行及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。